

荒川・扇河川健康公園 扇ゴルフ練習場
ICカード利用規約

第1条（適用）

一般社団法人河川健康公園機構が運営している荒川・扇河川健康公園 扇ゴルフ練習場（以下「当練習場」という）において、発行するICカードは本規約に則って取り扱うものである。ICカードの所有者（以下「利用者」という）は、本規約にしたがってICカードを利用するものとします。

第2条（登録）

所定の申込用紙に必要事項をご記入いただき、利用者登録するものとします。

第3条（発行）

ICカードは、ご記入いただいた申込用紙をもとに、申込者1名につき1枚を発行いたします。

1. ICカード発行後、に入金時（チャージ金額）に手数料として、金500円を申し受けま
す。
2. ICカード入金額（チャージ金額）の上限は、20,000円とします。
3. ICカードは、利用者本人のみ利用できるものとし、他人に譲渡、貸与、担保に供する
ことはできません。
4. 前項に違反してICカードが不正に利用された場合、そのために生じる一切の債務は、
利用者がその責任を負うものとします。

第4条（チャージ）

ICカード利用の際は、あらかじめ利用金額を入金（チャージ）していただきます。

1. 入金（チャージ）については、自動入金機をご利用ください。
2. いかなる場合も未使用残高の返金、ポイント等換金はいたしません。

第5条（ポイントサービス）

ポイントサービスに関しては、「ICカード利用規約」によるものとします。

第6条（利用停止・利用資格の損失）

利用者が本規約に違反した場合もしくは違反するおそれのある場合は、そのICカードの利用状況が不適切であると当練習場が判断した時点で、当練習場は通知することなく、ICカード利用を一時停止する措置をとることができます。

第7条（管理）

1. 利用者は、予めICカード裏面の注意書きを確認のうえ、自己責任においてICカードを管理するものとします。
2. ICカードを紛失や破損した場合の損害について、当練習場は一切の責任を負いません。

第8条（再発行）

1. ICカードを紛失や破損により、利用者からの再発行の申し出があった場合、ICカードは本人確認のうえ、再発行します。この場合、再発行手数料として金500円を頂戴し、紛失・破損したICカードは無効となります。
2. 本人確認後、以前のカード情報（現金残高・ポイント残高）を再発行カードに引継ぐ事が出来ます。

第9条（失効）

ICカードの最終利用日（打席料金及びボール代金をICカードにて利用した最後の日）を起算日として12か月経過した場合は、ICカードは失効（チャージ残額およびポイント残数を含む）します。

第10条（個人情報）

1. 当練習場は、利用者登録いただいた個人情報につきましては、別途定める「個人情報保護方針」に則り管理いたします。
2. 当練習場では、遺失物の連絡、ダイレクトメールやインターネット情報の配信等、運営業務に個人情報を使用する場合があります。

（付則）

当練習場は、必要に応じ本利用規約を改定することができるものとします。

本利用規約は、令和6年12月1日から施行します。

令和6年12月1日施行